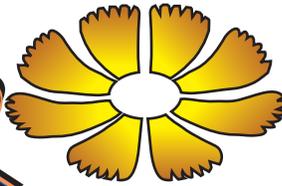


防犯ニュース



【発行元】
印西市防犯組合中央駅南支部

【発行責任者】
支部長 平井 健男

あなたの目と気づきと行動でこのまちを犯罪に強いまちに
平成25年度 NO.4 平成26年3月20日発行

第二回・原山中学校校区合同パトロール

☆3月1日午後6時30分より原山中学校父母と教職員の会「林勝利会長」では、昨年12月に引き続き第2回目となる原山中学校区内で活動している団体による合同パトロールを実施。あいにくの小雨模様の中集まった50余名を二手に分け「原山地区」と「戸神台地区」の巡回パトロールを行い、パトロール終了後は同校の会議室にて意見交換会を行っています。

★意見交換の場では隣接地に大型店舗が開業した原山地区での



雨中の原山地区をパトロールする参加者



参加された方々

の見直しを検討中。また内野小学校では、ニュータウン大橋を利用している児童の通学路と自転車競合している。特に下りでの自転車速度が万一の時の危険を感じさせられるので、登・下校時の安全対策を講じる事が急務。

★参加団体★
原山中学校区3校の
校外指導関係者と教職員。
防犯組合中央駅南支部。
原山中学校おやじの会。
サザンプラザ運営協議会。

☆印西警察署が年金支払い日に合わせて偶数月に行っている振り込み詐欺防止キャンペーンの12月13日。

この日は、いつもの被害防止ビデオ配布に先立ち「振り込むな音頭」とダンス(踊り)の披露がイオンモール1階フロアで行われました。

「振り込むな音頭」は、印西警察署職員が作詞作曲したもので、白井市の婦人会の皆さんが振り付けをして初めて公開されました。

振り込み詐欺を "振り込むな音頭"で 被害防止をPR



くないという親心を逆手に取った卑劣な犯罪です。

電話でお金のお話が出たらお金を渡す前に先ずは電話を掛け直して確認するとか、警察に相談しましょう。

中央駅南支部の平成26年定時総会・開催のお知らせ

印西市防犯組合中央駅南支部の平成26年定時総会を、下記の日程で行います。

総会構成員は現行の防犯指導員(17名)の他に、指導員を派遣していない自治会や、町内会の代表者を総会構成員としておりますので、該当される方には近日中に「議案書」を添付した総会招請案内書をお届けします。

総会への出欠届は、4月12日中に平井支部長の手元に届くようご連絡をお願いいたします。

総会の日時: 平成26年4月13日(日) 10:00開始

総会の会場: サザンプラザ2階 集会室②

※4月以降に連絡員(自治会又は町内会代表)となる予定の方は、総会に出席できませんが、発言することが出来ません。

印西市パトロール隊 歳末合同パトロール



★12月24日、印西市パトロール隊(中央駅、牧の原、滝野地区、原小、小学校他)の歳末合同パトロールが中央駅前地域交流館広場で行われ、板倉市長のあいさつの後、一

団となってノボリ旗を先頭に、中央駅南口から北口周辺を一巡し、道行く人に歳末の防犯を呼びかけながらパトロールを行いました。



運転者の遵守事項に関する主なルール(千葉県道路交通法 通行規則第9条)

罰則 5万円以下の罰金

- 傘差し運転等禁止
傘差し運転等、視野を妨げたり不安定になるような危険な運転を禁止します。
- 携帯電話等使用禁止
自転車運転中に携帯電話等(携帯音楽機器含む)を手で保持して通話や操作、表示された画像を注視することを禁止します。
- ヘッドホン等使用禁止
周囲の音が聞こえないような音響で音楽等を聞きながら運転することを禁止します。

- 飲酒運転は禁止
自転車も飲酒運転は禁止。
罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合
- 二人乗りは禁止
6歳未満の子どもを乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。
罰則 2万円以下の罰金又は料料
- 並進は禁止
「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。
罰則 2万円以下の罰金又は料料
- 夜間はライトを点灯
夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。
罰則 5万円以下の罰金
- 信号を守る
信号を必ず守る。信号機のある場合は、その信号に従う。
罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 交差点での一時停止と安全確認
一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。
罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車は **軽車両** です。
自転車に乗るときはルールを守り、安全に利用しましょう！

- ★ 自転車事故でも、**高額な損害賠償**請求訴訟が起きています。
- ★ 自転車は、**車道走行が原則**。
- ★ 歩道走行は例外で、「**歩行者優先**」です。
歩道を走行する場合は、**すぐに停止**できる速度で、歩行者の通行を妨げるときは**一時停止**しなければなりません。

◆ 印西市では、平成25年4月1日から「印西市自転車の安全・安心利用に関する条例」が施行されています。詳しくは「市民安全課」へお問い合わせ下さい。